

平成29年度

民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

この資料は、平成29年11月及び12月に、東京（札幌高等裁判所と共に）、大阪（高松高等裁判所と共に）、名古屋（仙台高等裁判所と共に）、福岡（広島高等裁判所と共に）の各高等裁判所において開催された民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会の協議結果の要旨を取りまとめたものである。

## 【本協議会の概要】

### 1 本協議会の内容

本協議会は、高裁の民事首席書記官又は次席書記官、地裁の民事執行事件及び倒産事件を担当する部総括裁判官、民事首席書記官又は次席書記官並びに総括執行官が出席し、民事執行事件及び倒産事件を取り巻く諸情勢を踏まえ、以下の点を協議事項として開催されたものである。

#### (倒産パート)

(1) 振り分け基準等の運用の見直しの検討状況及び運用の見直しを円滑に行うための方策について

(2) 各庁の実情に応じた破産管財人候補者の育成の更なる方策について

#### (執行パート)

(1) 民事執行法改正に向けた動きについて

(2) 執行官事務査察の実効化に向けた方策について

(3) 不動産執行事件における競売市場修正率の見直しの実情等について

これらの協議事項のうち、倒産パートについては、①昨年度最高裁判所で開催された民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会（以下「昨年度の協議会」という。）において、同時廃止事件と管財事件の振り分け基準等の利用者の経済的利害に直接関係する基準の違いを解消していく必要があるとの認識で一致したことから、各庁の状況を踏まえ、運用の見直しに当たってのあい路やその解消策について意見交換すること、②管財事件の適正・迅速な処理を実現するためには、継続的かつ安定的に質の高い破産管財人候補者の給源を確保しておく必要があるというべきところ、破産管財人候補者の育成の方策にはなお課題があることから、これを克服するため、各庁における工夫例やその効果について意見交換をすることを趣旨とした。

また、執行パートについては、①法制審議会民事執行法部会（以下「部会」という。）において、民事執行法の改正に向けた議論が重ねられ、中間試案が取りまとめられるなどしたことから、部会における議論の状況について情報提供するとともに、想定される具体的な改正内容をも見据えて、実務上の留意点等について意見交換することに加え、②執行官事務査察の各庁における実情や高裁による関与の方策を踏まえた上で、より実効的な執行官事務査察の在り方について協議することや、③不動産執行事件における競売市場修正率の見直しについて、昨年度の協議会以降の各庁における検討状況やその効果等について協議することを趣旨とした。

### 2 協議結果要旨の概要

本協議会の協議結果の概要は以下のとおりであるが、詳細は本文を御覧いただきたい。

#### (1) 倒産パートの協議について

ア 振り分け基準等の運用の見直しの検討状況及び運用の見直しを円滑に行うための方策について

昨年度の協議会においては、振り分け基準額、99万円までの現金・普通預貯金の取扱い、直前の現金化、財産の積算方法、同時廃止のための按分弁済の可否について考え方が整理されたところ、本協議会においては、整理された考え方に対する異論はなく、当該考え方へ沿って振り分け基準の見直しの検討を進めていく必要が

あることが確認された。その上で、各庁の見直しの進捗状況につき、多数の庁においては振り分け基準の見直しの検討が進められ、既に新しい振り分け基準で運用を開始している庁も複数あることが紹介され、その余の庁においても、振り分け基準の見直しを進めていく必要があることで一致した。また、振り分け基準の見直しに当たり、見直し後の基準額が一般的な最低予納金額と異なる場合には、最低予納金額の見直しの検討も行う必要があることに異論はなかった。

次に、振り分け基準等の見直しを進める上での弁護士会への対応については、円滑な運用変更のためには、弁護士会に対して、丁寧に説明する必要があることに異論はなく、既に弁護士会に対して説明を終えた庁から、その際の工夫例等が紹介され、これから弁護士会への対応を行う庁においても、各地の実情に応じた工夫を行っていく必要があることが確認された。

また、振り分け基準等の見直しに当たっての本庁・支部間の連携については、各地裁管内での検討態勢については相違があるものの、本庁・支部間において運用の差異が生じることを避け、従前運用に差異があった庁においてはその差異を解消するために、本庁・支部間において十分な意思疎通を図る必要があることが確認された。その上で、支部において独自に弁護士会対応を行う必要がある場合には、本庁と連携をとって対応する必要があり、本庁から支部に対し、支部の実情に合わせた十分な支援が必要であることに異論はなかった。

さらに、高裁管内全体で振り分け基準の見直しを更に進めていくためには、高裁管内においても連携を図る必要があり、そのためには高裁所在地の地裁の取組状況について高裁を通じるなどして情報共有を図るほか、高裁において高裁管内での意見交換や情報交換の機会を設けることが有益であり、高裁が担う役割も重要であるとの認識で一致した。

#### イ 各庁の実情に応じた破産管財人候補者の育成の更なる方策について

若手破産管財人候補者の育成に関しては、比較的多くの庁から、本庁では若手破産管財人候補者を対象とした管財人代理等を活用する育成制度が設けられて一定の成果が出ているとの意見が多くた一方で、弁護士事務所の垣根を越えた育成を図ることが困難であるなどといった課題があるとの意見もあり、更なる工夫が必要であるとの認識で一致した。また、支部における若手破産管財人候補者の育成については、支部の事件数、人的態勢等を踏まえると、支部のみで若手破産管財人候補者の育成を十分に図っていくことは困難であることから、本庁が、支部の実情を踏まえて、弁護士会と連携しつつ、支部の破産管財人候補者の育成についても検討していく必要があることが確認された。

他方、中堅破産管財人候補者の育成については、十分な方策を探ることができないとはいえないとの意見が多く出されたが、大型事件、複雑・困難事件に対応することのできる中堅破産管財人の育成も進めていかなければ、そのような事件を特定少数のベテラン破産管財人候補者ばかりに任せることになりかねず、破産管財人の選任の公平性に疑義が生じかねないとの問題意識が示され、弁護士会とも協力して、各庁の実情に合わせた取組を進めていくことが確認された。

#### (2) 執行パートの協議について

## ア 民事執行法改正に向けた動きについて

まず、民事局から民事執行法改正に関するこれまでの経過と今後のスケジュールの見込みが説明された。すなわち、民事執行法改正については、平成28年9月12日に法務大臣から法制審議会に対して民事執行法の見直しが諮問され、同年11月18日から部会において議論が開始されたこと、平成29年9月に中間試案が取りまとめられ、パブリックコメントが実施され、裁判所においても、高地裁等に対する意見照会（以下「意見照会」という。）が行われたこと及び早ければ平成30年中の国会への法案提出が見込まれることが、それぞれ説明された。

その後、改正検討事項とされている、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化、④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直しについて、中間試案の内容やこれに対する意見照会の結果が民事局から説明された後、中間試案の内容を前提とした実務上の留意点等について意見交換がされた。

①債務者財産の開示制度の実効性の向上のうち、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度（以下「第三者照会手続」という。）について、財産開示手続の前置を必要的としつつ、同手続自体は他の債権者が申し立てたものでもよいとする案が検討されていることから、第三者照会手続の申立てをしようとする債権者から、財産開示手続が既に実施されているか否かの問合せがされることが想定されることに関しては、問合せに回答するためには、少なくとも債務名義を有する債権者であることを確認することが必要であることに異論はなかった。

②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策については、過去の一定期間内に他の競売事件で買受人となったことがある者を警察への照会が不要な者と考えることができるかといった点や警察から最高価買受申出人が暴力団員等に当たるとは認められないとの回答があったときに更に執行裁判所が実質的な審査を行う必要があるかといった点等について議論された。前者については、照会不要な者と考えられるとの意見があった一方で、他の競売事件で買受人となったことの確認方法が煩雑になるのであれば、照会した方が簡便なのではないかといった意見もあった。また、照会不要とした場合に、複数の競売事件で買受人となることを繰り返した者については、結果的に長期間暴力団員等に該当するか否かについて警察に照会されないことになるのではないかという懸念等も示された。後者については、執行裁判所は、最高価買受申出人が暴力団員等に当たるか否かについて、独自の情報を持っているわけではないから、警察からの回答が暴力団員等に当たるとは認められないとの回答だった場合に、更に執行裁判所が実質的な審査を行う必要があるべき事案はまれであることについて異論はなかった。

③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化については、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という。）の規律と同様の規律を設けることが議論されているところ、債務者が子と共にいる場合に限って直接的な強制執行を実施することを原則としつつ、一定の場合には債務者が子と共にいない場合であっても直接的な強制執行を実施できるとする例外を

設けることが検討されていることから、例外が認められる場合であっても、直接的な強制執行を実施するのが相当でない場合があるかについて、具体的なケースを想定しながら意見交換がされた。子が一人で登下校中である場合には原則として不相当、子が債務者宅で同居している祖父母と共にいる場合には相当との意見が多数であった。他方、執行機関が同時存在の原則の例外を認めている以上、執行官としてはできる限り執行が完了するように努めるべきであり、原則的には不相当とされるケースであっても、直接的な強制執行を実施する余地があり得ることを念頭に置くべきであるとの意見もあった。

④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直しについては、債権執行事件を終了させるために取消決定等を送達することが検討されており、規律が設けられた場合には、事件処理のために現状より郵便切手を要することになることから、これをどのように債権者に予納させるかといった点等について意見交換された。これについては、当初の申立て時に予納させるべきとの意見と必要が生じた場合に予納させるべきとの意見が出された。

⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直しについては、執行裁判所が差押命令を送達する際に、差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができる旨を債務者に教示することが検討されていることから、どのように債務者に教示すべきかについて意見交換がされた。これについては、差押命令の下部に教示内容を記載すべきとの意見や、求められる教示内容によっては、差押命令とは別の書面に教示内容を記載することになるのではないかといった意見が出された。

#### イ 執行官事務査察の実効化に向けた方策について

執行官事務査察を実効的なものとするため、地裁の司法行政事務を直接監督する高裁に対しても査察に関与することが求められることから、まず、各高裁から査察への関与の実情について紹介された。続いて、これに対する地裁の受け止めや課題等について協議され、査察を実施する監督官や監督補佐官が必ずしも執行官事務に精通しているわけではないといった問題意識が多く示された。その上で、執行官の指導、監督については、裁判所の組織全体として一層強化していくことが必要であり、高裁の関与のもとに、各庁において実効的な査察の在り方について引き続き検討していくことが必要であるとの認識で一致した。

#### ウ 不動産執行事件における競売市場修正率の見直し

昨年度の協議会以降の各庁における検討の状況について、主に競売市場修正率を変更することとした府から、それぞれ見直しの内容、経緯、評価人との協議の状況、見直しの効果等が紹介された。また、競売市場修正率の見直しについては、その要否も含めて各府の実情に応じて判断されるべきものであり、引き続き評価人と定期的な協議を行いながらその要否や範囲を検討していくことが有益であるとの認識で一致した。

以上

## 目 次

【倒産パートの協議】 .....	1
1 振り分け基準等の運用の見直しの検討状況及び運用の見直しを円滑に行うための方策について .....	1
(1) 検討の経緯や状況について .....	1
(2) 振り分け基準の見直しに関する弁護士会対応について .....	1
(3) 振り分け基準の見直しに関する本庁・支部間の連携について .....	2
(4) 振り分け基準の見直しに関する高裁管内の連携の在り方について .....	3
2 各庁の実情に応じた破産管財人候補者の育成の更なる方策について .....	3
(1) 若手破産管財人候補者の育成の状況、課題及び更なる方策について .....	3
(2) 中堅破産管財人候補者の育成の状況及び課題について .....	4
【執行パートの協議】 .....	4
1 民事執行法改正に向けた動きについて .....	4
(1) 債務者財産の開示制度の実効性の向上 .....	4
(2) 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策 .....	5
(3) 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化 .....	6
(4) 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し .....	7
(5) 差押禁止債権をめぐる規律の見直し .....	8
2 執行官事務査察の実効化に向けた方策について .....	9
3 不動産執行事件における競売市場修正率の見直しの実情等について .....	10

## 【倒産パートの協議】

### 1 振り分け基準等の運用の見直しの検討状況及び運用の見直しを円滑に行うための方策について

#### (1) 検討の経緯や状況について

##### (振り分け基準の見直しに向けた裁判所内部での検討状況)

昨年度の協議会において、振り分け基準額、99万円までの現金・普通預貯金の取扱い、直前の現金化、財産の積算方法、同時廃止のための按分弁済の可否について、「東京地裁及び大阪地裁における振り分け基準案」等を踏まえて協議がされ、振り分け基準の考え方が整理されたところ、本協議会の冒頭において、上記の考え方沿って各庁の振り分け基準の見直しを進めていく必要があることが確認された。

その上で、各庁の振り分け基準の見直しの検討状況については、高裁所在地の地裁を中心に、複数の庁から、既に新しい振り分け基準の運用を始めていることが紹介され、その他の多くの庁においても、同じ高裁管内における高裁所在地の地裁の振り分け基準を参考にするなどして、振り分け基準の見直しの検討を進めていることが紹介された。検討に当たり、総額基準から個別財産基準に基準を変更する庁からは、大きな基準変更になるので一から検討することは困難であることから、既に個別財産基準を運用している庁から情報提供を受けて参考にしたことなどが紹介された。

一方で、近年、振り分け基準を改定したことのある庁からは、改定から間がないことなどから、振り分け基準の見直しの検討が進んでいないとの状況が紹介されたほか、そもそも振り分け基準の見直しに関して具体的な検討に着手していない庁もあったが、手続の公平性の観点からすれば運用を統一するのが望ましいとの意見が述べられ、各庁の実情を踏まえつつ、多少の期間を要したとしても、振り分け基準の見直しの取組を進めていく必要があるとの認識で一致した。

##### (振り分け基準の見直しに合わせた最低予納金額の基準の見直しの進め方)

最低予納金額については、昨年度の協議会において、振り分け基準額と基本的な管財事件の最低予納金額を一致させるべきであることに異論がなかったところ、振り分け基準の見直しに当たり、新しい振り分け基準額が一般的な最低予納金額と異なる場合には、最低予納金額の見直しの検討も併せて行うべきことに異論はなかった。なお、最低予納金額を従来よりも下げる場合には破産管財人の最低報酬額を下げるにつながることから、振り分け基準のみを見直す場合よりも更に弁護士会の理解が重要になってくるとの指摘があった。

#### (2) 振り分け基準の見直しに関する弁護士会対応について

##### (振り分け基準の見直しに関する弁護士会への対応の進め方)

振り分け基準は本来的には裁判所が決定できる事項であり、その見直しに当たっては、弁護士会の同意を得る必要まではないものの、円滑な運用の変更のためには、弁護士会に対して丁寧な説明が必要であるとの意見が多く出され、異論はなかった。

弁護士会に対する説明については、①振り分け基準の見直しが管財人選任率の増加を目的とするものではなく、司法サービスの平等性及び透明性の要請や、破産法の解釈に基づく理論的な根拠に基づくものであることを説明した、②自庁の破産事件に、東京地

裁や大阪地裁の振り分け基準を適用した場合に管財人選任率に変化があるのかについてシミュレーションを行い、これまでの基準を用いた場合と比較して管財人選任率に大きな変化はないことを説明した、③個別財産基準とした上で直前現金化を考慮しないとすることについて、弁護士のテクニックにより同時廃止事件と管財事件を調整できるのではないかとの疑義が提起されたことに対しては、裁判所が直前現金化を容認する訳ではなく、不適切な現金化が疑われるような場合には財産調査の必要があるなどとして、管財事件として処理することもある旨説明したといった説明例が紹介された。一方で、倒産事件に関する弁護士会の委員会等がないとのあい路の指摘もあったが、弁護士会に倒産事件に関する委員会等が従前なかった府から、弁護士会に対し、振り分け基準の見直しに関する弁護士会のワーキンググループ等の設置を依頼したとの紹介があった。

そして、運用の見直しを円滑に行うためには、運用の変更を周知しておく必要があることから、新しい振り分け基準の円滑な運用を行うためには十分な周知が必要であることに異論はなく、裁判所作成の周知文書を配布したり、弁護士会のホームページへの掲載を依頼したりする工夫例が紹介された。

### (3) 振り分け基準の見直しに関する本庁・支部間の連携について

#### (振り分け基準の見直しに関する本庁・支部間での連携)

昨年度の協議会においては、本庁と支部との間では基本的に運用は一致すべきであるとの意見に異論はなかったところ、昨年度の協議会以降、これまで本庁と支部との間で振り分け基準等に差異があった府においても、本庁・支部間での振り分け基準等を一致させるべく検討が行われていることが紹介された。具体的な見直し方法について、本庁が管内の振り分け基準を併せて検討している府、本庁と支部が共同して検討している府、本庁の振り分け基準の見直しを待って支部が検討を始める府など、様々な検討態勢が紹介された。その上で、本庁・支部間で連携する工夫としては、本庁が管内の振り分け基準を併せて検討している府においては、本庁における検討状況を随時情報提供し、適宜のタイミングで支部に意見を求める、本庁と支部が共同して検討している府においては、定期的に本庁・支部間で電話会議による打合せを行うといった方法が紹介された。

その上で、いずれの方法をとるにせよ、本庁・支部間において運用に無用の差異が生じることのないよう、十分な意思疎通を図る必要があることが確認された。

#### (支部において実際に弁護士会対応をするに当たっての留意点)

支部において実際に弁護士会対応を行うに当たっては、本庁と連携をとって進める必要があり、本庁から支部に対して支部の実情に合わせた十分な支援が必要であることに異論はなかった。具体的な方法については、①本庁で弁護士会対応を行った結果を支部に情報提供する、②本庁と管内の支部をテレビ会議でつないで管内全体でいつどのように説明を行うべきか意見交換をする、③支部において弁護士会対応を行う場合の資料を本庁から提供する、④支部での対応の際に本庁の裁判官・書記官が説明に赴くといった方法が実施ないし検討されていることが紹介されたほか、支部において弁護士会に対応する場合であっても、本庁において、支部管内の弁護士も参加する意見交換会を実施することで、本庁の姿勢を管内全体に向けて示すことができるとの意見も出された。

#### (4) 振り分け基準の見直しに関する高裁管内の連携の在り方について

##### (高裁も含めた高裁管内の裁判所間での連携)

多くの高裁管内において、管内の全地裁本庁が参加するテレビ会議による打合せや、高裁所在地の地裁の状況を管内の他の地裁に適宜情報提供を行っていることなどが紹介され、有意義な意見交換ができたなどの感想が多く述べられた。この点、主任書記官等が他庁に問い合わせて情報収集を行った例なども複数紹介されたが、属人的な要素だけに依存することは相当でないとの指摘がされ、高裁を中心とした組織的な連携が重要であるとの意見が出され、異論はなかった。その上で、振り分け基準の見直しの取組を高裁管内全体で更に進めていくためには、高裁管内における連携が必要であり、高裁において、高裁所在地の地裁の取組状況を高裁管内に情報提供をすることに加え、高裁管内の各地裁の状況を取りまとめるなどして高裁管内に情報提供することや、必要に応じて高裁管内全体で意見交換等を行う機会を設定すべきことが確認され、高裁が担う役割も重要であるとの認識で一致した。

なお、高裁所在地の地裁における振り分け基準の見直しの検討状況を高裁経由で情報提供されている地裁からは、振り分け基準の見直しに関する情報共有だけでなく、倒産事件に関わるその他の事柄についても情報共有をすることが有益であるとの意見が出された。

## 2 各庁の実情に応じた破産管財人候補者の育成の更なる方策について

#### (1) 若手破産管財人候補者の育成の状況、課題及び更なる方策について

##### (本庁における若手破産管財人候補者の育成状況)

近年の破産管財人候補者の増加と管財事件の減少傾向から、多くの庁において、事案の難易度に応じた段階的な事件処理だけでは、破産管財人候補者としての十分な育成を図ることが困難となっていることが確認され、その上で、各庁の実情に応じた若手破産管財人候補者の育成の取組として、近年、破産管財人代理制度や、若手破産管財人が経験豊富な弁護士の助言を受けるアドバイザーリスト制度等の育成制度の活用を新たに始めたことや、既に実施していたそれらの制度を改善するために弁護士会が制度利用の手引や実施規則を作成する、経験者を対象としたアンケートやパネルディスカッションを実施して制度の検証を行うといった工夫例が紹介され、一定の成果が出ているとの意見が多かった。

もっとも、育成の制度も、育成にふさわしい事件が少ないと、弁護士において若手の育成に対する意識が必ずしも高くなく、弁護士事務所の垣根を越えた育成を図ることが困難であるなどといった課題があることも指摘された。これらの課題に対しては、育成制度を経験した若手弁護士を集めた報告会を開いているといった工夫例が紹介されたほか、弁護士会との協議会等を通じて、破産管財人候補者の育成の必要性について弁護士会に理解を求める必要があるとの指摘がされた。

##### (支部における若手破産管財人候補者の育成状況)

支部における若手破産管財人候補者の育成については、一部の支部では独自の育成制度を設けている支部があるものの、支部では育成に適した事件が本庁よりも更に少ないと、裁判所自体に若手破産管財人候補者の育成を図るための十分な人的態勢が整っ

ていない場合があることに加え、弁護士側においても、育成を担当するベテラン・中堅弁護士が不足していることや、弁護士が少ないために本庁以上に弁護士事務所を越えた育成が困難であるとの意見が出され、支部のみで若手破産管財人候補者の育成を十分に図っていくことは困難であることに異論はなかった。

そこで、本庁が、支部の実情を踏まえて、弁護士会と連携しつつ、支部の破産管財人候補者の育成についても検討していく必要があることが確認され、近年、本庁で実施していた育成制度の対象者を支部管内の弁護士にも拡張した例のほか、弁護士会の研修に支部管内の弁護士を優先的に参加できるように求めしたことや、支部管内の弁護士が弁護士会のテレビ会議システムを利用して本庁との勉強会に参加できるようにしたことなどの工夫例が紹介された。

## (2) 中堅破産管財人候補者の育成の状況及び課題について

中堅破産管財人候補者の育成に関しては、大型事件、複雑・困難事件の件数も多いわけではないため、一部のベテラン弁護士を選任しがちであるとの指摘が出され、管財人選任の公平性の観点等からすれば、大型事件、複雑・困難事件に対応することのできる中堅破産管財人候補者の育成を進める必要があることに異論はなかった。育成の方法については、若手破産管財人候補者の育成制度の対象者を中堅破産管財人候補者にも拡張することや、ベテラン弁護士が破産管財人となっている大型事件において特定の管財業務を念頭に置いた管財人代理を選任することのほか、大型管財事件を担当した弁護士を講師とした勉強会の開催等が工夫例として紹介されたものの、中堅破産管財人候補者の育成については十分な取組ができていないとの指摘が多く、弁護士会とも協力の上、各庁の実情に合わせた取組を検討していくことが必要であることが確認された。

## 【執行パートの協議】

### 1 民事執行法改正に向けた動きについて

#### (1) 債務者財産の開示制度の実効性の向上

(民事局からの説明)

部会においては、財産開示手続の見直しと第三者照会手続の新設について議論されている。財産開示手続については、意見照会では、申立てをすることができる債務名義の種類を拡大する案について特段の意見はなかった一方、先に実施した強制執行の不奏功等の要件（民事執行法197条1項各号）を廃止し、反対に債権者に知っている財産に対する強制執行を実施すれば、請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかであるときには財産開示手続の実施決定を取り消すことができるものとする案については、このような要件の認定は相当困難である等の実務上の問題点が数多く指摘された。

第三者照会手続については、意見照会では、濫用のおそれについて懸念を示す意見があったものの、制度の新設自体には特段の意見はなかった。第三者照会手続と財産開示手続との先後関係については、財産開示手続を前置するものとする案に対して、第三者から情報提供を求める決定がされたことを債務者に告知する時期が明確に定められないと実務上混乱が生じるといった意見が、財産開示手続を前置しないものとする案に対し

て、第三者から情報提供を求める決定のうち、一部の照会先についてのみ執行抗告がされた場合などに事件管理が複雑になるといった意見があり、いずれの案に対しても実務上の問題点の指摘があった。また、預貯金債権に関し、財産開示手続を前置せず、第三者から情報提供を求める決定が債務者に告知される前であっても第三者は情報提供を行うといった例外を設ける案については、債務者に回復し難い損害が生じるおそれがあるといった意見など、実務上の問題点の指摘が相当数あった。

(第三者照会手続を申し立てる予定の債権者からの問合せへの対応)

財産開示手続の前置を必要的としつつ、同手続自体は他の債権者が申し立てたものでも良いとする案を前提とすると、第三者照会手続の申立てをしようとする債権者から、裁判所に対して、財産開示手続が既に実施されているか否かの問合せがされることが想定されるところ、電話での問合せに応じることは相当ではなく、問合せに応じるには、少なくとも債務名義を有する債権者であることを確認する必要があることに異論はなかった。債務名義の確認方法については、正本の送付を受けて確認する必要があるとの意見が多数であったが、写しをファクシミリで送信してもらえれば足りるのではないかといった意見もあった。

## (2) 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

(民事局からの説明)

部会においては、最高価買受申出人について、執行裁判所が、警察へ照会し、暴力団員等に当たると認められる場合には、売却不許可の決定をするとの案が議論されている。意見照会においては、全体としては特段の意見がない論点が多かった。法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるものによる買受けを制限するものとする案に対して、登記事項でない役員がいる場合には、役員の特定に支障を生じるといった意見、暴力団員等に該当する者の計算において買受けの申出をした者による買受けを制限するものとする案に対して、代金の実際の出捐者が誰かを適切に判断することは困難であるといった意見、虚偽の誓約をした者が納付した保証を不返還とするものとする案に対して、故意の認定は容易ではないといった意見など、実務上の問題点の指摘がされた論点もあった。なお、照会に対する警察からの回答に併せて、執行裁判所が暴力団員等該当性を判断するに足りる資料が提供されるのかという懸念を示す意見もあった。この点については、今後の検討課題となる。

(過去の一定期間内に他の競売事件で買受人となったことがある者)

部会における議論では、警察に対する照会が不要な者として、宅地建物取引業者の方に過去の一定期間内に他の競売事件で買受人となったことがある者が想定されていることに関し、どのように考えるかという点について、照会不要な者と考えられるとの意見があった一方で、他の競売事件で買受人となったことをどのように確認するかが実務上問題となり得、確認方法が煩雑になるのであれば、警察に照会した方が簡便なのではないかといった意見もあった。また、照会不要とした場合には、複数の競売事件で買受人となることを繰り返した者については、結果的に長期間暴力団員等に該当するか否かについて警察に照会されないことになるのではないかといった懸念や、法人の場合には役員を交替させた場合でも照会を経ずに売却許可がされることになるのではないかとい

った懸念も示された。仮に照会不要な者とした場合の期間については、あまり長期間とすることは考えられず、1年程度とすべきではないかという意見が多かった。また、過去の一定期間内に買受人となったことがある者のデータベースを構築する必要があるのではないかといった意見もあった。

(警察への照会が不要な者であることの確認方法)

上記のとおり、宅地建物取引業者については、警察への照会が不要な者として想定されている。最高価買受申出人が宅地建物取引業者であることをどのように確認するかという点については、宅地建物取引業者として免許を受けているかどうかは国土交通省のホームページで確認できることから、入札書に免許証登録番号を記載させれば良いのではないかといった意見や、免許証の写しを提出させれば良いのではないかといった意見が出された。もっとも、前者の方法については、誰がどの段階で番号を確認するのか、後者の方法については、原本との照合は不要とするのか、写しの提出時期について買受申出時とするのか、最高価買受申出人として決まった後とするのか等について検討が必要である旨を指摘する意見もあった。

(最高価買受申出人が暴力団員等に当たるとして売却不許可となった場合の対応)

最高価買受申出人が暴力団員等に当たるとして売却不許可となった場合、どの段階から手続をやり直すことになるのかについて意見交換した。民事執行法71条4号ハの悪質業者の不当関与の場合と同様に、売却実施処分からやり直す必要があるのではないかとの意見と、暴力団員等の買受申出があったからといって直ちに手続全体に瑕疵があるとまではいえず、迅速性の観点からも開札からやり直すことで足りるのではないかという意見が出され、後者の意見が多数であった。後者の場合、次の順位の買受申出人が入札の意思を失っている場合には、更に次の順位の買受申出人に入札の意思を確認するのか、あるいはその場合には売却実施処分からやり直すのかといった検討課題を指摘する意見もあった。

(警察から最高価買受申出人が暴力団員等に当たるとは認められないとの回答があったときに更に執行裁判所が実質的な審査を行う必要があるか)

中間試案で提案されている規律によると、執行裁判所は、警察からの回答のみに依拠して、売却許可あるいは不許可の判断をするわけではなく、独自に何らかの審査をしてその判断をする余地も想定されることから、警察から暴力団員等に当たるとは認められないとの回答があった場合に更に執行裁判所が実質的に審査を行う必要があるかとの点について意見交換した。抽象的には、債務者から暴力団員該当性に関する客観的な資料が提出された場合等には、そのような資料を添付した上で改めて警察に対して照会を行うなどの対応が考えられるが、執行裁判所は、最高価買受申出人が暴力団員等に当たるか否かについて独自の情報を持っているわけではないから、警察からの回答が暴力団員等に当たるとは認められないとの回答だった場合に、更に実質的な審査を行う必要があるというべき事案はまれであることについて異論はなかった。

**(3) 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化**

(民事局からの説明)

部会においては、執行機関を執行官とするか執行裁判所とするかについて議論があり、

仮に執行裁判所とされた場合には、規律の多くは家庭裁判所に関係する部分ということになるが、その場合でも直接的な強制執行に関係する部分は地方裁判所に関係することになる。具体的な規律については、基本的にはハーグ条約実施法の規律と同様の規律を設けることが議論されているが、間接強制の前置や同時存在の要否について、一定の場合には例外を認めることが検討されている。意見照会においては、直接的な強制執行の規律の明確化自体や執行官の具体的権限に関する案については特段の意見はなかったが、間接強制の前置の要否や同時存在の要否については、これらを必要的とすると執行の実現に至るまでの期間が長期化するといった意見や、債務者が恣意的に立ち会わぬことで執行不能とさせることができると懸念されるといった意見など、実務上の問題点の指摘が相当数あった。

#### (同時存在の原則の例外が認められる場合の直接的な強制執行と執行場所)

同時存在の原則の例外が認められた場合、一定の場合には子が債務者と共にいない場合であっても直接的な強制執行を実施することができるようになることから、例外が認められたことを前提として、①子が一人で登下校中のとき、②子が在校中のとき、③子が債務者宅で一人で留守番をしているとき、④子が債務者宅で同居している祖父母と共にいるとき、⑤子が祖父母宅で長期間預けられているとき、という具体的なケースを想定し、これらのケースにおいて直接的な強制執行を実施することが相当かどうかについて意見交換をした。債務者以外の者が占有する場所については、立入り等についてその同意が必要であることを前提として、①については、子の安全の確保やプライバシーの問題から原則として不相当、④については、相当との意見が多数であった。②、③及び⑤については、相当という意見と不相当という意見に分かれた。なお、②については、子がある程度の年齢となつていれば相当といえる場合もあるのではないかといった意見もあり、⑤については、債務者（子を事実上監護している者）に対する債務名義で執行するには祖父母がその監護補助者といえることが必要であると指摘する意見もあった。他方、不相当と考えられるケースでも、債権者や児童心理の専門家の立会いがあれば良いのではないかといった意見や、執行機関が同時存在の原則の例外を認めている以上、執行官としてはできる限り執行が完了するよう努めるべきであり、そうでなければ国民の信頼も失われかねないから、①から⑤までのいずれのケースにおいても、直接的な強制執行を実施する余地があり得ることを念頭に置くべきであるとの意見もあった。

#### (4) 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

##### (民事局からの説明)

部会においては、取立てが放置されている場面と債務者への送達が未了となっている場面について、それぞれ対応する規律を設けることが検討されている。

取立てが放置されている場面については、取立権が発生した日から2年を経過したときは、差押債権者は、取立届又はまだ支払を受けていない旨の届出をしなければならず、この届出義務が生じた日から2週間を経過したにもかかわらず、これらの届出がされない場合には、執行裁判所は差押命令を取り消すことができるものとする案と、取立権が発生した日から2年を経過したときは、執行裁判所は、債権者に対し、届出をすべき旨の命令を発し、この命令が送達された日から2週間を経過したにもかかわらず、届出が

されない場合には、差押命令の取下げがあったとみなすものとする案が提案されている。意見照会では、いずれの案についても、送達等に要する費用の負担が当事者に生じ、費用が予納されない場合には事件の処理に窮することになるといった意見など、実務上の問題点の指摘があった。

債務者への送達が未了となっている場面については、執行裁判所が、債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に送達をすべき場所の申出をすべき旨を命じ、債権者がこれに応じない場合には、差押命令を取り消すことができるものとすることが提案されている。意見照会においては、不動産執行事件及び船舶執行事件についても同内容の規律を設けるものとする案を含めて特段の意見はなかったが、民事保全事件についても同内容の規律を設けるものとする案については、実務上の不都合は生じておらず、規律を設ける必要性に乏しいといった意見があった。

#### (郵便切手の予納及び管理の方法)

取立てが放置されている場面に対応する規律については、差押命令を取り消すものとする案にせよ、取下げ擬制とするものとする案にせよ、事件処理のために現状より郵便切手を要することになることから、これをどのように債権者に予納させるかといった点等について意見交換がされた。これについては、当初の申立て時に予納させるべきとの意見と必要が生じた場合に予納させるべきとの意見が出された。前者に対しては、予納額を増やすと残額の管理や還付の問題があるとの指摘があり、後者に対しては、債権者が不熱心となっており、予納されない可能性が高くなるとの指摘があり、これらを踏まえて、郵便料金を予納金として予納されることや電子納付を推進すべきでないかといった意見も相当数あった。

#### (届出をするよう促す連絡の在り方)

取立てが放置されている場面に対応する規律について、仮に差押命令を取り消すものとする案が採用された場合には、執行裁判所が債権者に対して事務的な連絡をし、届出をするように促すことが想定されていることから、この事務的な連絡をどのように位置付け、具体的にどのように連絡をするかについて意見交換がされた。規則上の催告として位置付けるべきとの意見と一種の司法サービスとして位置付けるべきとの意見が出されたが、どちらと位置付けるにせよ、具体的な連絡の方法については、電話やファクシミリによっても差し支えなく、郵送するとしても普通郵便で足りるとの意見が大勢であった。

#### (進行状況確認の今後の運用)

取立意思を失った債権者による自主的な取下げを促すため、定期的に債権者に連絡をして進行状況の確認をするという運用を行っている府において、取立てが放置されている場面に対応する規律が設けられた場合、このような運用を維持するのかについて意見交換がされた。現在でも進行状況を確認すると取下げに応じる例もあることから、引き続きこのような運用を行っていきたいとの意見と、新たな規律が設けられた場合には、あえてこのような運用を行う必要がないとの意見が出された。

### (5) 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

#### (民事局からの説明)

部会においては、過酷執行を防ぐために、給与等の債権について、一定の金額まではその全額を差押禁止とするものとすること、取立権の発生時期を、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過したときとするものとすること、執行裁判所が債務者に対して差押命令を送達するに際して、差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができると教示するものとすることが議論されている。意見照会においては、特段の意見はなかった。

#### (手続の教示)

執行裁判所が、債務者に対して、差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることを教示するものとするとの規律が設けられた場合、具体的な教示の方法については執行裁判所の運用に委ねられることも見込まれることから、どのような方法が考えられるかについて意見交換をした。差押命令の正本の下部に教示の内容を記載するといった意見や、教示の内容を記載した書面を差押命令に同封するといった意見が出された。また、手続の詳細については裁判所のホームページを参照するように案内することも考えられるとの指摘もあった。いずれにせよ、容易に範囲変更の申立てが認容されるかのような誤解を招くような教示内容となることを防ぐために、その記載ぶりについては工夫する必要があるとの指摘もあった。

## 2 執行官事務査察の実効化に向けた方策について

#### (高裁による査察への関与の実情)

民事局から、執行官が、裁判所外や監督官等の目が行き届きにくい執行官室で執務を行うことから、監督官及び監督補佐官によって日常的な指導、監督を行いにくいという面があり、少なくとも年2回実施される執行官事務査察が、執行官の業務の実態を把握し、それを踏まえた指導、監督を行う貴重な機会であること、しかしながら、これまで査察の機会に発見し得たにもかかわらず看過されてきた課題が少なくないと思われるここと、そのため、査察の際の点検のポイントや執行官に対する指導監督の視点等を提供し、執行官に対する査察がより実効的に行われるようするために必要な事項等を従前伝えていることなどを説明し、これらに加え、地裁の司法行政事務を直接監督する立場にある高裁に対して、効果的な査察に向けた関与の方策について情報を提供していることを説明した。

これを踏まえて、まず、各高裁から、高裁による査察への関与の実情について、高裁職員と地裁職員との意見交換・協議会等の開催、査察事項のチェックリストの作成、査察官への動産執行事件のモデル記録の配布、査察への高裁職員の参加、高裁所在地地裁の総括執行官による高裁管内執行官事務調査などの取組がされていることが紹介された。次に、これらの取組に対する地裁の受け止めについて意見交換がされた。他庁の問題状況が共有でき、査察で指導すべき点や重点査察事項の選定に際して参考となったといった意見や、査察へ高裁職員が参加することで、査察が緊張感をもって行われたといった意見など、高裁による取組を評価する意見が多く出された。他方で、査察を実施する監督官や監督補佐官が必ずしも執行官事務に精通しているわけではない上、異動があることによりノウハウが引き継がれていないのではないかという問題意識や高裁による取組の結果をどのように地裁に還元していくかが課題であるといった意見も示された。その

上で、執行官の指導、監督については、裁判所の組織全体として一層強化していくことが必要であり、高裁の関与の下に、各庁において実効的な査察の在り方について引き続き検討していくことが必要であるとの認識で一致した。また、民事局からも、これまでと同様の情報提供に加え、高裁による査察の関与に関する結果の報告を受け、これを還元するといった取組を行いたいとの説明があった。

### 3 不動産執行事件における競売市場修正率の見直しの実情等について

#### (各庁における検討状況等)

昨年度の協議会以降の各庁における検討の状況について、競売市場修正率を見直すこととした庁から、それぞれ見直しの内容、経緯、評価人との協議の状況、見直しの効果等が紹介された。見直しからまだ間がないために効果等については不明であるという庁もあったが、見直しをした多くの庁において、乖離率の低下が見られた一方、売却率については特段の変化がないといった結果になっていることが紹介された。また、見直しをしていない庁からも、評価手法の見直しや市場性修正を適切に行うことなどにより適正な評価額が算出されるように検討しているといった実情が紹介された。なお、このような検討をするに当たっては、評価人との協議を定期的に行っているとの庁が多かった。その上で、競売市場修正率の見直しについては、その要否も含めて各庁の実情に応じて判断されるべきものであり、引き続き評価人と定期的な協議を行いながらその要否や範囲を検討していくことが有益ではないかとの認識で一致した。

以 上